

久高島振興・関係人口創出拠点運営支援委託業務
選定委員会に関する提案評価審査基準

1. 評価審査方法

久高島振興・関係人口創出拠点運営支援委託業務選定委員会の委員（以下、「選定委員」という。）は、「久高島振興・関係人口創出拠点運営支援委託業務企画提案公募要領」の第8項第2号に基づき、事務局による審査を経て参加資格要件を満たしていると評価された提案者の提案内容について、「久高島振興・関係人口創出拠点運営支援委託業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）に示された業務内容及び以下の評価審査項目を照らして評価審査（採点）を行い順位決定する。なお、提案者が1者のみの場合においても、この審査基準に基づき委託可能かを判断する。

2. 評価審査項目

選定委員は、企画提案書及びプレゼンテーションについて、仕様書との整合性を確認の上、以下の評価審査項目により、別紙「企画提案書・プレゼンテーション評価採点表」を用いて評価審査を行う。

（ア）会社概要、実績及び体制

本業務を受託するにあたり実績や体制は十分か。

（イ）仕様書等に対する提案内容の整合性

仕様書の業務内容で示された事項を満たすものになっているか。

本業務における目的を十分に理解しているか。

提案内容の構造に矛盾が生じていないか。

（ウ）業務に対する意欲的な姿勢

業務の目的を理解し、受託事業者としての責任を果たす意欲が感じられるか。

持続可能な仕組みとなるような取り組みがなされているか。

（エ）適正なスケジュール

業務の規模に対し適正な期間の設定がなされているか。

履行期間に対し無理なスケジュールが組まれていないか。

（オ）委託費用の妥当性

業務内容に対して適正な経費の計上がなされているか。

（カ）その他の新しい提案

特記仕様書に記載されていること以外に新しい提案があるか。

3. 項目別の採点

3点満点で評価する。ただし、項目を満たす提案が無い場合には0点とする。

また、本業務において重要である項目については、その重要度に鑑み2倍から3倍を乗ずる。

・提案内容が優れている・・・・・・・・・・3点

- ・提案内容が一般的である・・・・・・・・・・2点
- ・提案内容が劣っている・・・・・・・・・・1点
- ・提案がない・・・・・・・・・・0点

4. 順位の決定

選定委員より提出のあった項目ごとの採点を集計し、総合点の高い者を受注候補者に選定する。また、総合点が同点の場合は選定委員会において再協議を行って受注候補者を選定する。

提案者が1者の場合には、採点を集計し、その結果について選定委員会で協議を行って受注候補者の適否を決定する。

5. 基準得点の決定

基準得点は企画提案事業者の合計得点が受注候補者となるに値するか比較するために設けるもので、予め選定委員会がその得点を決定する。

本業務における基準得点は以下のとおりとする。

基準得点：300点（630点満点）